

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月27日

愛媛県知事 中村 時広 殿

提出者

住 所 愛媛県西条市大新田272番地
氏 名 フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場
代表取締役社長 望月 吉見
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0898642350

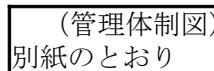
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場
事業場の所在地	愛媛県西条市大新田272番地
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業
②事業の規模	プラスチックシート製造業
③従業員数	353名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油 自社で発生した廃油は、処分業者へ収集・運搬・処分（焼却）を委託する。

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		
排 出 量	123 t		t
(これまでに実施した取組)			
①現状 生産工程の見直しによる発生量の抑制			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		
排 出 量	104 t		t
(今後実施する予定の取組)			
②計画 生産量減少により発生量も減少するが、引き続き発生抑制を考慮した製造工程を継続して検討していく。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油は他の廃棄物と区別して保管している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 2022年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	123 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	123 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	123 t	t
(これまでに実施した取組) 委託基準を決め、産業廃棄物を委託できる業者を選定、書面による契約を実施。 年に一回処理状況を観察し適切に処理されているか確認した。(前年度はコロナ の影響で実施できていない)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	104 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	104 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	104 t	t
(今後実施する予定の取組) 熱回収業者との取引を引き続き継続する。 処理状況を観察し適切に処理されているか確認を実施。			
【前年度（2021年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	106	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストについては実施済で全ての産廃処理を電子マニフェストで実施		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

管理体制図

○廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	フジボウ愛媛株式会社壬生川工場 工場長
廃棄物担当	施設部
役割	○廃棄物処理に関する検討 富士紡ホールディングス㈱環境対策委員会が決定した廃棄物管理に関する方針、目標及び重点施策に基づき、事業場としての方針、目標を決定し、廃棄物管理並びに教育の計画、実施、指導及びその結果の点検、調整を行う。 ・委員長－環境管理責任者・委員－関連部署部課長 ・事務局－施設部
	○廃棄物処理方針の確認、及び承認 ○工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

○廃棄物管理組織

